地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。

附則第四条の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

附則第四条の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査その他当該計画の推進に関する事務

附則第五条の表平成二十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査に関する事務

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十一号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第四号、第八条及び第十五条の規定に基づき、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十四年六月二十七日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定タンカー所有者の範囲）

第二条　法第二条第四号の国土交通省令で定める者は、特定タンカーの船舶賃借人、傭船者、運航受託者、船舶管理者及び船員配乗者とする。

（外国通貨で定められた保険金額の換算基準）

第三条　特定損害保険契約の保険金額が外国通貨で定められた場合における法第二条第十号イ及び第十一号ロの規定の適用に係る当該外国通貨と本邦通貨との間の換算は、特定保険者交付金交付契約の締結の日の属する年度の前々年度の十一月一日から前年度の十月三十一日までの間の実勢外国為替相場の平均値（当該平均値に一円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）を用いて行うものとする。

（特定保険者交付金交付契約の締結の手続）

第四条　特定保険者交付金交付契約を締結しようとする特定タンカー所有者は、当該特定保険者交付金交付契約に係る次に掲げる事項を記載した特定保険者交付金交付契約の申込書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　特定タンカー所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　特定タンカーの名称、国際海事機関船舶識別番号、国籍及び総トン数

三　特定損害保険契約の期間及び保険金額

四　特定賠償義務履行担保契約の期間並びに当該特定賠償義務履行担保契約により賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の金額

五　特定保険者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

2　前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該特定保険者交付金交付契約に係る特定損害保険契約及び特定賠償義務履行担保契約の契約書の写し

二　特定タンカーに係る船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第十七条第四項に規定する保障契約証明書の写し又は千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結国である外国が交付した特定タンカーについて同法第十三条第一項に規定する保障契約が締結されていることを証する同条約の附属書の様式による書面の写し

三　特定タンカーの国籍及び総トン数を証する書面

（特定保険者交付金交付契約の期間が一年未満の場合における納付金の金額）

第五条　特定保険者交付金交付契約の期間が一年未満の場合における法第五条の納付金の金額は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）第三条で定める金額に一年の日数をもって当該契約の期間の日数を除した割合を乗じた金額とする。

（通知）

第六条　法第八条の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　特定タンカー所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　特定タンカーの名称及び国際海事機関船舶識別番号

三　特定運航の開始日時

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（国土交通省組織規則の一部改正）

2　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則中第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（海事局総務課危機管理室の所掌事務の特例）

第九条　海事局総務課危機管理室は、第九十五条第六項各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　五四四円（本体　五二〇円）（配送料別）